

別表-1 【建設業法における技術者制度】

許可を受けている業種		指定建設業 土木工事業 鋼構造物工事業 建築工事業 舗装工事業 管工事業 電気工事業 造園工事業			その他 (左以外の22業種)		
建設業許可の種類		特定		一般	特定		一般
元請工事における 下請金額合計		4, 000万円以上 注1)	4, 000万円未満 注1)	4, 000万円以上 は契約できない 注1)	4, 000万円以上	4, 000万円未満	4, 000万円以上 は契約できない
工事現場の 技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特 別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	請負金額3, 500万円以上 注2)					
	資格者証の必要性	発注者が国、地 方公共団体等の 場合に必要	必要なし		発注者が国、地 方公共団体等の 場合に必要	必要なし	

注1) 建築一式工事の場合は6,000万円

注2) 建築一式工事の場合は7,000万円

※名張市では設計金額(税込)が5,000万円以上(建築一式工事の場合は6,000万円以上)となる場合は、
下請けの有無、金額に関わらず監理技術者の配置を必須としています。